

京都府公立大学法人教職員の懲戒等に関する規程

平成20年6月19日
京都府公立大学法人規程第29号

(目的)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人（以下「法人」）における教職員の懲戒その他教職員の不利益処分の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において教職員とは、京都府公立大学法人教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第3号。以下「教職員就業規則」という。）及び京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第4号。以下「有期雇用教職員就業規則」という。）の適用を受ける者をいう。

(懲戒の原則)

第3条 教職員は、懲戒等審査委員会の審査の結果によるものでなければ、懲戒処分を受けることはない。

- 懲戒処分は、京都府の懲戒処分指針（平成19年2月6日付9人事第13号職員長通知）の取扱いに準じて理事長が行う。
- 懲戒処分は、同一の行為に対して重ねて行うことはできない。

(審査の手続き等)

第4条 所属長は、所属する教職員に係る懲戒処分審査事案が発生したときは速やかに事実関係を調査し、学長に報告するものとする。

- 学長は、理事長に調査結果を報告するとともに、懲戒処分の検討が必要と認めたときは、理事長に対して審査請求を行う。
- 前項において、教職員就業規則第2条に規定する教員が審査の対象となる場合は、当該教員の所属する学部又は研究科の教授会において審議し、当該大学の教育研究評議会の議を経なければならない。
- 理事長は、第2項の審査請求があったときは、処分案を検討し、懲戒等審査委員会に付議する。
- 理事長は、学長から第2項の審査請求がない場合であっても、懲戒処分の検討が必要と認めるときは、懲戒等審査委員会に付議することができる。
- 懲戒等審査委員会における審査手続きについて必要な事項は、別に定める。

(懲戒等審査委員会)

第5条 懲戒等審査委員会（以下「委員会」という。）は、理事長が指名する5名の理事をもって構成する。

- 委員長は、理事長が指名する理事のうち総務・経営担当理事とし、委員会を招集する。
- 委員会は、審査を終了したときは、理事長に審査結果を報告する。

(処分説明書の交付)

第6条 懲戒処分は、教職員に辞令及び処分説明書を交付して行う。

(懲戒処分の効力)

第7条 懲戒処分の効力は、辞令及び処分説明書を教職員に交付したときに発生する。

- 理事長は、前項に規定する書面を教職員に直接交付しなければならない。ただし、直接に交付することができないときは、配達証明郵便等確実な方法により送達する。
- 前項ただし書きの場合において、書面を受けるべき者の所在を知ることができないときは、その

旨並びに当該書面に記載された事項を法人が定める公告の方法をもって交付に代えることができるものとし、公告された日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。

(所属長への通知)

第8条 理事長は、懲戒処分を決定したときは、被処分者の所属長に処分の内容を通知する。懲戒処分を決定しなかった場合も同様とする。

(停職の期間)

第9条 教職員就業規則第40条第3号に定める停職の期間は、日又は月を単位として定め、勤務を要しない日を算入して期間の計算を行う。

(損害賠償等との関係)

第10条 故意又は重大な過失によって法人に損害を与えたときの損害賠償又は不当利得の返還は、懲戒処分によって免除されない。

(処分決定までの措置)

第11条 懲戒処分に関する事実を調査し、又は審査するため、当該教職員が出勤することが適当でない又は当該教職員が業務を行うことが適当でないと理事長が認める場合は、懲戒処分の決定に至るまでの間、当該教職員を自宅に待機させる又は当該教職員の業務の全部若しくは一部を行わせない旨指示することができる。

(解雇の手続)

第12条 第4条から第8条までの規定は、理事長が、教職員就業規則第34条又は有期雇用教職員就業規則第16条に規定する解雇を命じる場合に準用する。この場合において第4条から第8条中「懲戒処分」とあるのは「解雇」と、第4条第1項中「懲戒処分審査事案」とあるのは「解雇審査事案」と読み替える。

(降任の手続)

第13条 第4条から第8条までの規定は、理事長が、教職員就業規則第25条に規定する降任を命じる場合に準用する。この場合において第4条から第8条中「懲戒処分」とあるのは「降任」と、第4条第1項中「懲戒処分審査事案」とあるのは「降任審査事案」と読み替える。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、懲戒その他教職員の不利益処分に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 京都府から承継された教職員であって、京都府職員として在職中に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定に該当するため懲戒処分の手続に着手されている場合にあっては、京都府で行われた懲戒処分の手続は、この規程の定めるところにより行われたものとみなすことができる。

附 則（規程第29-1号）

- 1 この規程は、平成22年3月18日から適用する。